

調査表4-1

## 市区町村別集計項目(推進体制等)

山形県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属事務所掌	の連絡会議	の有機関	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間						
						13	15	3		34							
6	201	山形市	企画調整部男女共同参画センター	1	1	1	1	山形市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		いきいき山形男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
6	202	米沢市	地域振興課	1	2	1	1				4	第2次米沢市男女共同参画基本計画<改定版>	2017年12月1日	~	2027年3月31日	1	1
6	203	鶴岡市	企画部 政策企画課	1	2	1	1				4	第2次鶴岡市男女共同参画計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
6	204	酒田市	市民部共生社会課	1	2	1	1				4	第2次酒田市男女共同参画推進計画(後期計画)	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
6	205	新庄市	総合政策課	1	2	2	2				4	第2次新庄市男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
6	206	寒河江市	企画戦略課	1	2	1	1				4	第3次寒河江市男女共同参画計画	2022年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
6	207	上山市	市政戦略課	1	2	2	2				4	上山市男女共同参画・性の多様性理解増進に関する計画	2025年4月1日	~	2032年3月31日	1	1
6	208	村山市	政策推進課	1	2	2	2				4	第3次村山市男女共同参画基本計画	2025年4月	~	2030年3月	1	1
6	209	長井市	地域づくり支援室	1	2	1	1	長井市男女共同参画推進条例	2002年12月18日	2002年12月18日		長井市第三次男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
6	210	天童市	総務部市長公室	1	2	1	1				4	第四次天童市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
6	211	東根市	総合政策課	1	2	1	1				4	第4次東根市男女共同参画社会推進計画～東根市ABCプランIV～	2022年4月	~	2027年3月	1	1
6	212	尾花沢市	社会教育課 中央公民館	2	2	2	2				4	尾花沢市こども計画	2025年4月	~	2029年3月	1	2
6	213	南陽市	みらい戦略課	1	2	1	1				4	第二次 男女共同参画なんようプラン	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
6	301	山辺町	政策推進課	1	2	1	1				4	第2次やまのべ男女共同参画基本計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
6	302	中山町	総合政策課	1	2	1	1				4	第3次中山町男女共同参画計画	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
6	321	河北町	くらし応援課	1	2	2	2				4	第3次河北町男女共同参画計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
6	322	西川町	まなぶ課	2	2	2	2				4						2
6	323	朝日町	政策推進課	1	2	2	2				4	朝日町男女共同参画に関する計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
6	324	大江町	政策推進課	1	2	2	2				4	第2次大江町男女共同参画計画	2023年4月	~	2028年3月	1	1
6	341	大石田町	まちづくり推進課	1	2	2	2				4	第2次大石田町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
6	361	金山町	教学課	2	2	2	2				4	第2次金山町男女共同参画推進計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	2
6	362	最上町	総務企画課まちづくり推進室	1	2	2	2				4	第二次最上町男女共同参画計画	2025年3月	~	2030年3月	1	1
6	363	舟形町	まちづくり課	1	2	2	2				4	舟形町男女共同参画推進計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
6	364	真室川町	企画課	1	2	2	2				4	第二次真室川町男女共同参画計画	2025年4月1日	~	2030年3月1日	1	1
6	365	大蔵村	総務課	1	2	1	2				4	第2次大蔵村男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1

都道府県コード	市区町村名	市町村	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			の連絡会議	の有機関	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
									問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法		
6 366	鮎川村	むらづくり推進課	1 2	2	1							4	鮎川村男女共同参画計画	2020年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
6 367	戸沢村	まちづくり課	1 2	2	1							4	戸沢村男女共同参画計画	2021年3月	~	2026年2月	1	1
6 381	高畠町	企画課	1 2	2	2							4	第6次高畠町総合計画後期基本計画	2024年4月	~	2028年3月	2	2
6 382	川西町	政策推進課	1 2	1	1							4	第4次川西町男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	2
6 401	小国町	企画財政室	1 2	2	2							4	小国町男女共同参画計画	2021年3月	~	2026年3月	1	1
6 402	白鷹町	企画政策課	1 2	2	2	白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例	1999年10月15日	1999年10月15日					白鷹町男(ひと)と女(ひと)が共に支え合い輝けるプラン	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
6 403	飯豊町	企画課 総合政策室	1 2	2	2							3	飯豊町男女共同参画計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
6 426	三川町	企画調整課	1 2	2	2							4	三川町男女共同参画計画	2021年4月	~	2031年3月	1	1
6 428	庄内町	企画情報課	1 2	2	1							4	第4次庄内町男女共同参画社会計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
6 461	遊佐町	企画課企画係	1 2	2	2							4	第3次遊佐町男女共同参画計画 ～みんなのプラン～	2021年3月	~	2026年3月	2	1

<選択肢回答>

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 所属                     | 庁内連絡会議 |
| 1 首長部局                 | 1 有    |
| 2 教育委員会                | 2 無    |
| 事務所掌                   | 詰問機関   |
| 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 | 1 有    |
| 2 1ではない                | 2 無    |

- |                                   |   |         |
|-----------------------------------|---|---------|
| 男女共同参画に関する条例                      | 男女共同参画に関する計画                                    | 現在の状況   |
| 現在の状況                             | 女性活躍推進法の推進計画との関係                                | 現在の状況   |
| 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指すに1 一体 | 1 単独計画として策定                                     | 1 策定予定有 |
| 2 2026年度以降の制定を目指すに検討中             | 2 統合計画の一部として策定                                  | 2 策定予定無 |
| 3 その他                             | 計画の策定方法(統合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記) |         |
| 4 検討していない                         | 2 統合計画の一部として策定                                  |         |

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

山形県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体							
		問6-1			問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		施設管理			事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所		電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	
		3								0	3	2	1	0	3	0	0
6 201	山形市	山形市男女共同参画センター	ファーラ	990-0832	山形市城西町2-2-22		023-645-8077	023-645-8055	<a href="https://www.city.yamagata-lg.jp/shiseijoho/k-yodosankaku/index.html">https://www.city.yamagata-lg.jp/shiseijoho/k-yodosankaku/index.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
6 202	米沢市																
6 203	鶴岡市																
6 204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	ウィズ	998-0044	山形県酒田市中町三丁目4番5号		0234-26-5616	0234-26-5617	<a href="https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html">https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html</a>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
6 205	新庄市																
6 206	寒河江市																
6 207	上山市																
6 208	村山市																
6 209	長井市																
6 210	天童市																
6 211	東根市																
6 212	尾花沢市																
6 213	南陽市																
6 301	山辺町																
6 302	中山町																
6 321	河北町																
6 322	西川町																
6 323	朝日町																
6 324	大江町																
6 341	大石田町																
6 361	金山町																
6 362	最上町																
6 363	舟形町																
6 364	真室川町																
6 365	大蔵村																
6 366	鮭川村																
6 367	戸沢村																
6 381	高畠町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-5 管理・運営主体				
			問6-1		問6-4 所在地等				問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号		施設管理	事業運営	直営	指定管理者	直営	指定管理者
6	382	川西町													
6	401	小国町													
6	402	白鷹町													
6	403	飯豊町													
6	426	三川町													
6	428	庄内町													
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター	生涯学習センター	999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236	0234-71-1222		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>		

調査表4-2

## 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

山形県

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

山形県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			6			149	2	1.3	13	1	7.7	22	1	4.5	21	0	0.0	4,541	96	2.1
6	201	山形市	1998年9月21日	山形市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							546	19	3.5
6	202	米沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							386	11	2.8
6	203	鶴岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	8	1.7
6	204	酒田市				1	1	100.0	1	0	0.0							450	6	1.3
6	205	新庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							212	7	3.3
6	206	寒河江市				1	0	0.0	1	0	0.0							205	5	2.4
6	207	上山市				1	0	0.0	1	0	0.0							99	2	2.0
6	208	村山市	2005年10月19日	「男女共同参画のまち」宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							80	0	0.0
6	209	長井市				137	1	0.7	0	0										
6	210	天童市	2002年10月26日	男女共同参画社会づくりの推進に関する宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							138	2	1.4
6	211	東根市				1	0	0.0	1	0	0.0							155	2	1.3
6	212	尾花沢市				1	0	0.0	1	1	100.0							92	0	0.0
6	213	南陽市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	3	2.0
6	301	山辺町										1	0	0.0	1	0	0.0	111	5	4.5
6	302	中山町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
6	321	河北町										1	0	0.0	1	0	0.0	108	2	1.9
6	322	西川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
6	323	朝日町										1	0	0.0	0	0	0.0	55	0	0.0
6	324	大江町	2000年3月14日	男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	58	1	1.7
6	341	大石田町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
6	361	金山町										1	0	0.0	1	0	0.0	31	0	0.0
6	362	最上町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	2	3.9
6	363	舟形町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	1	2.9
6	364	真室川町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	2	2.6
6	365	大蔵村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	366	鮎川村										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
6	367	戸沢村										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
6	381	高畠町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	1	0.8
6	382	川西町	2006年10月29日	川西町男女共同参画のまち宣言	4							1	0	0.0	1	0	0.0	154	2	1.3
6	401	小国町										1	0	0.0	1	0	0.0	76	12	15.8
6	402	白鷹町	1999年4月1日	白鷹町「男(ひと)と女(ひと)とが共同でつくるまち宣言」	2							1	0	0.0	1	0	0.0	104	1	1.0
6	403	飯豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	67	0	0.0
6	426	三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	428	庄内町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
6	461	遊佐町										1	1	100.0	1	0	0.0	108	0	0.0

＜選択肢回答＞  
男女共同参画に関する宣言

## 宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

山形県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード					
		問8-1			問8-2					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																					
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他	その他			
6 201	山形市	40.0	2027年3月	行政機関等の充て職を除いた場合は、50%を目指	40	37	668	190	28.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	40	37	668	190	28.4	5	3	39	6	15.4	53	8	15.1	54	8	14.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 202	米沢市	40.0	2027年3月		56	52	763	253	33.2		37	36	532	160	30.1	6	4	36	8	22.2	36	8	22.2	37	8	21.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 203	鶴岡市	30.0	2026年3月		76	71	1,384	429	31.0		27	27	417	117	28.1	5	5	34	10	29.4	57	7	12.3	58	7	12.1	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 204	酒田市	40.0	2028年3月		46	34	429	146	34.0	審議会等数は必要時に応じて設置する審議会も含む	34	34	429	146	34.0	5	4	42	9	21.4	48	7	14.6	49	8	16.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 205	新庄市	45.0	2028年3月		15	14	204	54	26.5		15	14	204	54	26.5	5	3	34	5	14.7	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1		
6 206	寒河江市	40.0	2026年3月		56	51	719	212	29.5	条例、規則、要綱等による設置	21	18	217	72	33.2	5	4	31	9	29.0	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1		
6 207	上山市	30.0	2032年3月		23	19	288	67	23.3		23	19	288	67	23.3	5	3	29	5	17.2	35	2	5.7	36	2	5.6	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 208	村山市	30.0	2026年3月		18	16	261	51	19.5	条例により設置されている審議会等	18	16	261	51	19.5	5	3	31	4	12.9	35	5	14.3	36	5	13.9	1		1		1		
6 209	長井市	50.0	2028年3月		26	26	285	87	30.5		23	23	234	74	31.6	5	4	30	6	20.0	26	4	15.4	27	4	14.8	1		1		1		
6 210	天童市	30.0	2027年3月		28	25	586	133	22.7	地方自治法第202条の3「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」の「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」	23	21	553	125	22.6	5	4	33	8	24.2	38	3	7.9	39	3	7.7	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 211	東根市	40.0	2027年3月		26	25	463	115	24.8	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、懇談会、会議等	20	19	406	98	24.1	5	3	47	5	10.6	44	2	4.5	45	2	4.4	2	2025年1月31日	2	2025年1月31日	2	2025年1月31日	
6 212	尾花沢市	20.0	2026年3月		20	14	1,120	98	8.8	条例により設置されている審議会等	14	12	252	91	36.1	5	3	31	6	19.4	35	3	8.6	36	3	8.3	1		1		1		
6 213	南陽市	30.0	2027年3月		51	46	739	219	29.6	各種審議会・委員会	19	18	287	88	30.7	5	3	26	4	15.4	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 301	山辺町	30.0	2026年3月		29	25	318	73	23.0	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	24	21	297	67	22.6	5	4	21	6	28.6	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1		
6 302	中山町	39.0	2028年3月		40	36	310	97	31.3		17	16	173	53	30.6	4	3	13	4	30.8	22	3	13.6	23	3	13.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 321	河北町	35.0	2029年3月		20	16	220	60	27.3	法律または政令により設置されている審議会等、条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	20	16	221	60	27.1	5	4	25	7	28.0	20	0	0.0	21	0	0.0	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 322	西川町				0	0	0	0			14	9	148	21	14.2	5	4	24	7	29.2	20	0	0.0	21	0	0.0	1		1		1		
6 323	朝日町				0	0	0	0			15	12	201	52	25.9	5	3	26	7	26.9	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1		
6 324	大江町				0	0	0	0			16	16	203	66	32.5	5	4	26	5	19.2	25	1	4.0	26	1	3.8	1		1		1		
6 341	大石田町	20.0	2026年3月		11	9	81	15	18.5		11	9	91	15	18.5	5	4	27	5	18.5	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2025年3月31日	1		2	2025年3月31日	
6 361	金山町				19	17	195	38	19.5		12	11	139	30	21.6	5	4	24	5	20.8	20	1	5.0	21	1	4.8	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
6 362	最上町		期限:令和6年3月まで目標値:30.0%		20	16	236	55	23.3		19	15	221	51	23.1	5	3	21	5	23.8	3												

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

山形県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性等性委員	女性比率(%)		
	山形市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	米沢市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鶴岡市								1	1	84	34	40.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	酒田市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新庄市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寒河江市								1	1	56	15	26.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上山市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	村山市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	長井市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	天童市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東根市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	尾花沢市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南陽市								2	2	18	3	16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山辺町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	河北町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	西川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	朝日町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大江町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大石田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金山町								1	1	15	2	13.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最上町								1	1	15	4	26.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舟形町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	真室川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大蔵村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鮎川村								1	1	13	2	15.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	戸沢村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高畠町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川西町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小国町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	白鷹町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飯豊町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲		問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	三川町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	庄内町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	遊佐町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

山形県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5										
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち管理職数																			
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他								
		1,053	241	22.9	787	150	19.1	108	16	14.8	83	13	15.7	80	15	18.8	60	11	18.3	865	210	24.3	644	126	19.6	1,565	519	33.2	1,099	348	31.7	2,412	1,022	42.4	1,484	543	36.6			154	21	13.6	30	5	16.7			
6 201	山形市	214	48	22.4	132	17	12.9	33	5	15.2	24	4	16.7	68	9	13.2	51	6	11.8	113	34	30.1	57	7	12.3	285	62	21.8	146	34	23.3	294	104	35.4	136	37	27.2	1		10	1	10.0	1	0	0.0	1		
6 202	米沢市	55	10	18.2	55	10	18.2	12	2	16.7	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0	43	8	18.6	43	8	18.6	67	18	26.9	67	18	26.9	97	43	44.3	97	43	44.3	1		7	2	28.6	1	0	0.0	1		
6 203	鶴岡市	158	54	34.2	81	20	24.7	27	4	14.8	17	3	17.6	12	6	50.0	9	5	55.6	119	44	37.0	55	12	21.8	353	145	41.1	172	67	39.0	685	307	44.8	249	92	36.9	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1		
6 204	酒田市	62	15	24.2	53	13	24.5	14	3	21.4	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	48	12	25.0	41	10	24.4	94	16	17.0	78	12	15.4	125	57	45.6	63	23	36.5	1		7	1	14.3	1	1	100.0	1		
6 205	新庄市	22	4	18.2	22	4	18.2	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	4	18.2	22	4	18.2	46	18	39.1	46	18	39.1	39	14	35.9	39	14	35.9	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 206	寒河江市	41	11	26.8	30	9	30.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41	11	26.8	30	9	30.0	69	25	36.2	53	16	30.2	63	31	49.2	44	15	34.1	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 207	上山市	22	2	9.1	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	2	9.1	19	2	10.5	7	3	42.9	4	3	75.0	69	21	30.4	60	21	35.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1		
6 208	村山市	24	6	25.0	21	6	28.6	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	6	25.0	21	6	28.6	26	3	11.5	23	3	13.0	83	21	25.3	72	21	29.2	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 209	長井市	29	12	41.4	23	8	34.8	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	12	41.4	23	8	34.8	36	15	41.7	28	11	39.3	56	21	37.5	47	16	34.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 210	天童市	49	7	14.3	38	6	15.8	12	0	0.0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	37	7	18.9	28	6	21.4	85	32	37.6	54	17	31.5	79	37	46.8	52	21	40.4	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 211	東根市	35	6	17.1	26	3	11.5	10	2	20.0	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	25	4	16.0	18	2	11.1	31	11	35.5	20	10	50.0	86	29	33.7	49	21	42.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
6 212	尾花沢市	22	2	9.1	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	2	9.1	19	2	10.5	37	10	27.0	29	9	31.0	44	16	36.4	28	9	32.1	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1		
6 213	南陽市	26	5	19.2	23	4	17.4	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	5	19.2	23	4	17.4	31	11	35.5	26	9	34.6	63	27	42.9	49	19	38.8	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1		
6 301	山辺町	13	2	15.4	11	2	18.2	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	2	15.4	11	2	18.2	11	4	36.4	35	8	22.9	21	5	23.8	1		5	1	20.0	1	1	100.0	1					
6 302	中山町	9	2	22.2	0	2	0.0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	2	22.2	0	0	2	0.0	18	5	27.8	16	3	18.8	10	3	30.0	9	2	22.2	1		6	2	33.3	1	1	100.0	1	
6 321	河北町	18	4	22.2	17	4	23.5	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	4	22.2	17	4	23.5	22	6	27.3	21	5	23.8	40																

調査表4-5  
市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山形県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都	市	市	道	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得する事業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-5 間12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。		
府	市	区	市	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めがない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
コ	市	町	市	村	15		1の合計	34	0	32	1			32 32 31 31 32 14	
コ	市	町	市	村	4		2の合計	0	27	2	33			0 0 1 1 0 1	
コ	市	町	市	村	2		3の合計	0	6		0			0 0 0 0 0 0	
ド	市	町	市	村	14		4の合計	1	1					3 3 3 3 3 0	
6	201	山形市	1	山形市	山形市議会	山形市議会規則 (目的) 第1条 この要綱は、男女共同参画都市宣言を行うなど、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる本市において、この市の職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定め、もって男女が平等に参画できる社会創りの一翼を担うことを目的とする。	1	2	1	2	山形市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
6	202	米沢市	1	米沢市	米沢市議会	米沢市議会規則 (旧姓の使用) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、あらかじめ、旧姓使用届(様式第1号)を、所属長を経由して、任命権者に提出しなければならない。	1	2	1	2	米沢市議会規則 (第2条) 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の場合において、議員は、出産のため出席できないときは、同項の規定によるほか、あらかじめ出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
6	203	鶴岡市	2	鶴岡市	鶴岡市議会	鶴岡市議会規則 (欠席の理由) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (一部改正 平成27年議会規則1号・令和3年1号)	1	2	1	2	鶴岡市議会規則 (欠席の理由) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
6	204	酒田市	1	酒田市	酒田市議会	酒田市議会規則 (旧姓の使用範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、旧姓の使用が法律等に違反するおそれのある文書、公権力の行使としては職員の身分に関わる文書又は旧姓を使用できないシステム上の表示若しくはそのシステムから打ち出す文書を除く。 (1)職場での呼称 (2)職員名簿 (3)座席表 (4)事務分担表 (5)名刺 (6)名札 (7)起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8)府内ネットワークの宛先名及びメールアドレス (9)その他人事担当課長が特に認めるもの (旧姓使用届) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を人事担当課長に提出しなければならない。 2 人事担当課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。	1	2	1	2	酒田市議会規則 (第2条) 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 2
6	205	新庄市	4	新庄市	新庄市議会	新庄市議会規則 (第2条第2項) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	2	1	2	新庄市議会規則 (第2条第2項) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

都 市		市 道 府 県 コ ド 市 区 町 村 名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													
市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合	問12-3 2.を選択した場合	問12-4 3.を選択した場合	問12-5 4.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 5.を選択した場合	問12-7 6.を選択した場合									
6 206 寒河江市	4	1. 明記した規定があり認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席理由について、以下の事由について~4つの中から一つに〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
6 207 上山市	4		寒河江市議会	1	2	1	寒河江市議会規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 3 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 208 村山市	2		上山市議会	1	2	1	上山市議会会議規則 第1章会議 第1節総則 第2条2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 209 長井市	1	長井市職員旧姓使用取扱規程  長井市職員旧姓使用取扱規程 (対象) 第2条 この規程による旧姓使用の対象となる職員は、長井市職員定数条例(昭和36年長井市条例第10号)第1条に規定する職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び長井市職員の再任用に関する条例(平成21年長井市条例第4号)に基づき長井市が再任用した職員とする。 (旧姓使用ができる範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」といいます)を使用することが義務づけられている場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本市以外の機関から戸籍名を使用するよう求められている場合 (3) 旧姓を使用するに当たり、本市が業務のために使用しているシステムの改修が必要となる場合 (4) その他の職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	長井市議会	1	2	1	長井市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。  第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎出産の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 210 天童市	3		天童市議会	1	3	1	天童市議会会議規則  第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		天童市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例  第3条 議員が疾病等により議会活動を長期間休止したときの議員報酬は、当該議員の職に応じた議員報酬から、当該議員が次の各号に掲げる会議等を欠席した日から起算して次に会議等に出席した日の前日までの期間(以下「議会活動のできない期間」という。)の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額して支給する。 (1) 議会活動のできない期間が180日を超えるとき 100分の25 (2) 議会活動のできない期間が365日を超えるとき 100分の50	1	1	1	1	1	1	
6 211 東根市	1	東根市職員旧姓使用取扱要綱  第3条 職員は、法律等に抵触するおそれなく、職員の同一性の確認が容易にできる文書等で、職務上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓を使用できる。	東根市議会	1	2	1	東根市議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 212 尾花沢市	1	尾花沢市職員旧姓使用取扱要綱  第2条第1項	尾花沢市議会	1	2	1	尾花沢市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 213 南陽市	4		南陽市議会	1	2	1	南陽市議会会議規則  第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
6 301 山辺町	1	山辺町職員の旧姓使用に関する規程  第3条	山辺町議会	1	2	1	山辺町議会会議規則  第2条第2項	2				1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																				
都 市	市	道 府	区 町	市 府	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-3 問12-2で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について~4つの中から一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)								
都	市	道	区	市	議 会 名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
市	中山町	6302	中山町	1	中山町職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓の使用) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであつて、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 (1) 旧姓を使用しても法等に抵触するおそれがないもの (2) 職務遂行上支障がないと認められるもの 2. 前項に規定するもの以外であつて、別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。	中山町議会	1	2	1	中山町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
市	河北町	6321	河北町	1	河北町職員の旧姓使用に関する訓令 (趣旨) 第3条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員、同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により臨時に任用される職員を含む。)に適用する。	河北町議会	1	3	1	河北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
市	西川町	6322	西川町	4		西川町議会	4							4	4	4	4	4		
市	朝日町	6323	朝日町	4		朝日町議会	1	3	1	朝日町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
市	大江町	6324	大江町	1	大江町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の理由により、戸籍上の氏を改めた大江町職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	大江町議会	1	2	1	大江町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
市	大石田町	6341	大石田町	1	大石田町職員旧姓使用取扱規程 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	大石田町議会	1	2	1	大石田町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
市	金山町	6361	金山町	1	金山町職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用ができる範囲) 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。 (1) 法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合 (2) 税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本町以外の機関から戸籍名を使用するよう求められている場合 (3) その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	金山町議会	1	2	1	金山町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
市	最上町	6362	最上町	1	最上町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組、その他の事由(以下「婚姻等」という。)によつて戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に關し必要な事項を定めるものとする。	最上町議会	1	2	1	最上町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
市	舟形町	6363	舟形町	2		舟形町議会	1	2	1	舟形町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
都 道 府 県 コ イ ド	市 区 町 村 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合	問12-3 問12-2で1を選択した場合	問12-4 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-6で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由ごとに~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。			1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
6 364	真室川町	4		真室川町議会	1	2	1	真室川町議会規則  第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定期日の週間に多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (宿所又は連絡所の届出)	2					4 4 4 4 4
6 365	大蔵村	4		大蔵村議会	1	3	2	鰐川村議会会議規則  第2条 議員は、事故公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2					4 4 4 4 4
6 366	鮭川村	4		鮭川村議会	1	2	1	戸沢村議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の週間に多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 367	戸沢村	4		戸沢村議会	1	2	1	戸沢村議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の週間に多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 381	高畠町	3		高畠町議会	1	2	2	川西町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 382	川西町	4		川西町議会	1	2	1	小国町議会会議規則  第2条 第2項 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 401	小国町	4		小国町議会	1	2	1	白鷹町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の週間に多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 402	白鷹町	4		白鷹町議会	1	3	1	飯豊町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の週間に多胎妊娠の場合にあっては、14週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 403	飯豊町	2		飯豊町議会	1	3	1	飯豊町議会会議規則  第2条第1項 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する月までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。この場合において、欠席届の期間の開始日から出産までの期間が6週間に満たない場合は、当該残余日数を出産の日後8週間を経過する日までの期間に加えることができるものとし、その上限を10週間とする。	2					1 1 1 1 1
6 426	三川町	4		三川町議会	1	4	1	三川町議会会議規則  第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 2 1 1
6 428	庄内町	1	庄内町職員旧姓使用取扱要領  第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、引き続ぎ改姓前の氏(以下「旧姓」という)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	庄内町議会	1	2	1	庄内町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1 1 1 1 1
6 461	遊佐町	1	遊佐町職員旧姓使用取扱要綱	遊佐町議会	1	2	1	遊佐町議会会議規則  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2					1 1 1 2 1

調査表4-5  
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山形県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況		
都道府県	市区町村	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15			
道府県	市町村	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用する保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	当該研修において、令和4年4月に内閣が公表した「政治分野の男女共同参画に関する指針」(以下「指針」)に基づいて、男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣が公表した「政治分野の男女共同参画に関する指針」(以下「指針」)に基づいて、男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する研修)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の規定を記入してください。	当該研修は男女共同参画セミナーの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	本部員長を含む(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	内閣員に対する男女共同参画の視点からの防火・復興をテーマとした研修の実施状況	
コロナ	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保健に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が付設されている。(専用の施設等に組み込まれてある場合) 2. 保健室等に必要な場所の設置または提供がされている。 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っており組み合わせる予定である。 4. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後取り組む予定もない。	1. 明記した規定があると認めている。 2. 明記した規定はないが、通常上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	その他内容	その他内容	その他内容	859	182	21.2%	3		
ドド	名	0 1 7	0 2 5	0 0 23	35 32		11 3 5 1	8 4 5 6	16 12 25 2	26									
6201	山形市	4 2 2					2 3 2 2						1	災害対策本部運営マニュアル	1. 所管施設利用者の安全確保のこと。 2. 所管施設の安全管理に関すること。 3. 所管施設の被害調査および応急復旧に関すること。	25	4	16.0	
6202	米沢市	4 4 3					3		3 3							17	2	11.8	
6203	鶴岡市	4 4 3					1	3	3 2							58	7	12.1	
6204	酒田市	4 4 2					1	2	1 4					酒田市地域防災計画	3. 防災教育・防災訓練、庁内職員及び公共機関等の職員に対し、災害対策本部運営の役割、災害時の役割や行動等の所管防災業務について周知徹底する。また、防災担当部門と男女共同参画担当部門が連携し、男女共同参画の視点からの災害対応に関して、情報提供や研修会等の開催により周知を図る。	21	4	19.0	
6205	新庄市	4 4 3					3		3 4							25	4	16.0	
6206	寒河江市	4 1 3					3		3 2							32	9	28.1	
6207	上山市	4 4 3					3		3 4							21	2	9.5	○
6208	村山市	4 4 3					3		3 2							24	6	25.0	
6209	長井市	4 4 1	1											長井市議会議員政治倫理条例	(政治倫理基準) 第3条 (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	33	10	30.3	
6210	天童市	4 4 3					3		3 4							14	0	0.0	
6211	東根市	4 4 3					1	3	3 1					東根市議会議員の通称等の使用に関する規程	第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称等を使用することができます。 (1) 議員登録証 (2) 議員登録証 (3) 銀盤、期末手当及び費用弁償等の支給に関する書類 (4) 選舉投票券 (5) 全国市議会議長会互賀会に関する各種届出書類 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 表彰に関する申請書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、通称等の使用によって実務上の混亂が生ずるおそれがあると議長が判断するもの	特になし			
6212	尾花沢市	4 4 1	1					1	3 2	4						24	3	12.5	
6213	南陽市	4 4 1	1											尾花沢市議会議員政治倫理条例	第3条 第1項第8号 いかなる場合であっても、セクシュアル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行使をしないこと。				
6214	山辺町	4 4 3						1	1 1 1 4							17	2	11.8	
6215	中山町	4 4 3						1	3 3	4						15	2	13.3	
6216	河北町	4 4 3						2	3 2	4						24	4	16.7	
6217	西川町	4 4 3						2	2 3	4						16	1	6.3	
6218	朝日町	4 4 3						1	1 1 1 3							14	1	7.1	
6219	大江町	4 4 3						3		3 4						13	1	7.7	
6220	大石田町	4 4 3						1	3 3	4						14	1	7.1	

都道府県	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配備状況		研修の実施状況
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災復興をテーマにした研修の実施状況			
議員の利用することのできる施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されることは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組みは、次を選択した場合。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材範囲「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありませんか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関する取組み)が議員向け研修を除く)を行っていますか。	議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがありますか。	該当部分の条文(本文)を記入してください。	該当部分の規定を記入してください。	本部員総数 ※本部長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	府内職員に対する男女共同参画の視点からの防災復興をテーマにした研修の実施状況					
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な施設等が議会に設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	規ハラスメント防止に関する議員向け	1その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う予定もある。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	特になし	1	最上町地域防災計画 第2編第2部1章7節 6. 避難所運営に係る留意点 ⑤避難所運営への女性の参画促進 町は、避難所の運営において、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、偏った運営体制とならないよう配慮する。 ⑥男女のニーズの違い等に配慮 町は、女性が主体的に避難所運営に関われるよう支援するとともに、男女のニーズの違い等男女及び性的マイノリティ(LGBT)等の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。 特に、女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性専用と男性専用のトイレを離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜間わざわざ安心して使用できる場所に設置、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品、女性用下着の女性による配布、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。また、警察・病院・女性支援団体との連携のもと被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。	22	3	13.6								
6 361 金山町	4	4	3				3		3	4				2	13	1	7.7						
6 362 最上町	4	4	3				2	3	3	4				1	22	3	13.6						
6 363 舟形町	4	4	3				3		3	4				2	17	1	5.9						
6 364 黒川町	4	2	1		3	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。	1	3	1	4				2	14	1	7.1						
6 365 大蔵村	4	4	2				2	2	3	4				2	14	3	21.4						
6 366 鮎川村	4	4	3				3		3	4				2	13	2	15.4						
6 367 戸沢村	4	4	3				3		3	4				2	0	0	0.0						
6 381 高畠町	4	4	3				3		3	4				2	196	84	42.9						
6 382 川西町	4	4	1	1		川西町議会議員政治倫理条例 第3条第1項第4号 町の職員に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。 第3条第1項第5号 町の職員の採用、昇格、異動その他人事に関して推薦又は紹介をしないこと。 第3条第1項第6号 議員の地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感じる性的な行動及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	3		3	4						2	21	2	9.5	○			
6 401 小国町	4	4	3				3		3	4				2	21	2	9.5						
6 402 白鷗町	4	4	3				1	3	3	4				2	18	1	5.6						
6 403 飯豊町	4	4	1	1		飯豊町議会議員政治倫理条例 第3条第3項 町の職員(非常勤嘱託職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。 第3条第7項 議員としての地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感じる性的な行動及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	2	3	2	4						2	16	5	31.3				
6 426 三川町	4	4	2			庄内町議会ハラスメント防止条例 議員は、住民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるために、議員として高い倫理觀と品位が求められる。加えて、議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は、断じて許されるものではない。 よって、庄内町議会(以下「議会」という。)は、全ての職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、安全に働くことができる環境を確立することで、職員と議員がその役割を十分發揮し、議員によるハラスメントを未然に防止し、根絶することにより、町民から信頼される議会の実現に資することを決意し、この条例を制定する。	1	1	2	4					3	12	2	16.7					
6 428 庄内町	4	4	1	1			2	2	1	2				2	18	3	16.7	○					
6 461 遊佐町	4	4	2				3		3	2				2	14	2	14.3						